

川崎市特別工業地区内工場等建築指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別工業地区内で工場等に係る建築行為を行う場合に遵守すべき基準及び手続きを定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、川崎市特別工業地区建築条例（昭和62年川崎市条例第26号）に定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、工場又はこれに類する用途に用いる建築物のうち、原動機を使用して行う物の製造又は加工の用に供する部分に係る建築行為について適用する。

(指導基準)

第4条 特別工業地区内において工場等に係る建築行為を計画する者（以下「計画者」という。）は、次に掲げる基準を遵守するものとする。

(1) 騒音に関する基準

当該建築行為後の工場等において発生する騒音は、別表第1に掲げる数値以下とすること。

(2) 振動に関する基準

当該建築行為後の工場等において発生する振動は、別表第2に掲げる数値以下とすること。

(事前相談)

第5条 計画者は、建築確認申請にさきだち事前相談を行うものとする。

2 前項の事前相談は、事前相談書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出して行うものとする。

(1) 建築計画概要書（建築確認申請書に添付するものと同ーのもの）

(2) 建築行為に係る案内図、配置図及び平面図

(3) 騒音・振動関係対策調書

(4) 誓約書

(5) その他市長において必要と認める書類

(事前相談に係る審査)

第6条 前条第2項に規定する事前相談書の提出があったときは、市長はその内容を審査し、第4条に掲げる指導基準に適合するものであるか否かを審査するものとする。この場合において、必要と認めるときは、計画者に対し、説明を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

2 前項の審査の結果、指導基準に適合すると認めるときは、その旨を計画書に通

知し建築確認申請書に事前相談を終了した旨の表示（第2号様式）を捺印し、又は貼付するものとする。

（相談内容の変更）

第7条 計画者は、事前相談書を提出した後その内容に変更を生じたときは、速やかにその旨を届け出、事前相談書を出し直すものとする。ただし、変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

（周辺事業者からの苦情に対する措置）

第8条 計画者が当該事前相談に係る工場等を建築した後周辺に居住する者から騒音又は振動に関して苦情等を受けたときは、誠意をもって解決に当たるものとする。この場合において、事前相談書に記載した騒音・振動対策が適切にとられていないときは直ちに当該対策を講じるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は経済労働局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和62年9月29日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

騒音の基準

（単位 ホン）

午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
60	65	60	50

別表第2（第4条関係）

振動の基準

（単位 デシベル）

午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
65	60

第1号様式

事前相談書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

相談者 所在地

名 称

代表者氏名

連絡担当者

電話

特別工業地区内において工場等に係る建築行為を計画しているので、事前相談を申し出ます。

計画地所在地	
--------	--

添付書類

- 1 建築計画概要書（建築確認申請書に添付するものと同じのもの）
- 2 案内図
- 3 配置図
- 4 平面図
- 5 騒音・振動関係対策調書
- 6 誓約書
- 7 その他

注 相談者は、事前相談終了後建築確認申請を行う者とする。

騒音・振動関係対策調書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

所 在 地

名 称

代表者氏名

連絡担当者

電話

特別工業地区内において建築行為を計画している工場について、騒音振動に係る状況及び対策は以下のとおりです。

1 計画概要

(1) 企業概要

- ア 資本金の額 万円
- イ 全従業員数 人
- ウ 製造品出荷額等 万円 (年実績)
- エ 主な事業内容等

(2) 計画している工場の概要

ア 業務内容

イ 従業員数

人

ウ 操業時間

時

～

時

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

所 在 地

名 称

代表者氏名

連絡担当者

電話

特別工業地区内において計画している工場等に係る建築行為について事前相談を申し出るに当たり、以下のとおり誓約いたします。

- 1 川崎市特別工業地区内工場等建築指導要綱別表に定められた騒音・振動の基準を遵守いたします。
- 2 事前相談に際し提出した騒音・振動対策調書記載の対策を確実に講じます。
- 3 事前相談書に記載した内容に変更を生じたときは、速やかに届け出、必要があれば事前相談書を撤回のうえ再度提出いたします。
- 4 工場等に係る建築行為を完了した後、周辺に居住する方々から騒音又は振動に関して苦情等を受けたときは、誠意をもって解決に当たります。

第2号様式

事前相談を終了した旨の表示

年 月 日	No.
川崎市特別工業地区内建築指導要綱に基づく 事前相談を終了いたしました。	
経済労働局	